龍野地区まちづくりビジョン策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1　目的

令和元年１２月２３日に龍野地区の一部が、国の重要伝統的建造物群保存地区（以下「重伝建地区」という。）に選定されたことに伴い、龍野地区ならではのシビックプライドの醸成を図り、地区の魅力を国内外に情報発信するアピール力を強化し、新たな人の流れ“交流人口・関係人口”を呼び込み、賑わいと活力を創出すると共に、そこに暮らす人々と共生できる計画を策定する必要がある。

そのため、重伝建地区を中心とした龍野地区全域及びその周辺を含め、新たな観光のまちづくりと市民生活のバランスを考慮した将来的な「まち」の在り方や具体的取組に係る指針を、市民との協働により策定するため、専門的知識と豊富な経験を有した事業者からの提案を受けるために、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）による受託候補者を選定することを目的とする。

2　業務の概要

（1）　業務名

龍野地区まちづくりビジョン策定業務

（2）　業務の内容

① 基本構想策定（令和２年度）

② 活性化計画策定（令和３年度）

③ 上記①、②の策定に必要な業務

ア 実現化方策の検討

イ 龍野地区活性化に向けた学識経験者、専門家等の選定・招聘

ウ （仮）龍野地区まちづくり在り方検討委員会の開催支援

エ ワークショップの開催

オ 庁内会議（龍野地区活性化検討委員会）の開催支援

カ 打合せ及び協議記録の作成

（3）　業務内容の詳細

別紙「龍野地区まちづくりビジョン策定業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

（4）　履行期間

契約締結日の翌日から令和４年３月１８日まで

ただし、仕様書の５（１）基本構想策定については、令和３年３月１９日までとする。

（5）　契約に関する事項

本プロポーザルは、受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務は必ずしも企画提案の内容に沿って実施するものではない。契約を行う際に、受託候補者と本市との協議により改めて見積りを徴取してから、契約締結交渉を行うものとする。

（6）　本業務の見積限度額

１３，７５０，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

① 令和２年度（上限額）　６，６００，０００円（消費税及び地方消費税含む）

② 令和３年度（上限額）　７，１５０，０００円（消費税及び地方消費税含む）

※この金額は、予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すものであることに留意すること。なお、見積金額が見積限度額を超えた場合は、失格とする。

３　参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）公示日から契約締結日までに、たつの市又は兵庫県から指名停止を受けていない者

（２）入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がない者

（３）たつの市入札参加資格制限基準（平成１７年告示第９３号）に規定する入札参加者の資格制限に該当しない者

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、これらの申立てがなされた場合であって、参加申込の前日までに裁判所から更生若しくは再生計画の認可決定を受けた者はこの限りでない。

（５）たつの市契約等から暴力団等を排除する措置に関する要綱（平成２４年告示第１号）第３条に規定する入札参加排除措置を受けていない者

（６）建設コンサルタント登録規程（昭和５２年建設省告示第７１７号）における「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けている者

（７）技術士法（昭和５８年法律第２５号）に基づく総合技術監理部門「都市及び地方計画」又は建設部門「都市及び地方計画」として登録されている技術士の資格を有する者を管理技術者として配置する者

（８）過去５年以内に、国又は地方公共団体が発注した同種業務を２回以上、元請けとして受注した実績を有している者

※同種業務　都市計画に関する計画等の策定を含む、まちづくりに関する基本構想、基本計画、実施計画策定に関する業務

４　参加表明書等の提出

（１）提出書類

本プロポーザルの参加希望者は、以下の参加表明書等を各１部作成の上、提出すること。ただし、たつの市入札参加資格登録者名簿に登録がある場合は、書類（⑦～⑫）については省略できる。

① プロポーザル参加表明書（様式第１号）

※代表者印について、契約権限の委任を受けている場合は支店代表者等の印
以下同じ。

② 民間事業者概要調書（様式第２号）※１

③ 技術者経歴書（様式第３号）※１

④ 業務実績書（様式第４号）※２
⑤ 業務実施体制表（様式第５号）※３※４
⑥ 龍野地区の現状について（様式第６号）（Ａ４サイズ１頁にまとめること）※５
⑦ 役員等調書及び照会承諾書（様式第７号）
⑧ 誓約書（様式第８号）
⑨ 履歴事項全部証明書（写し可　発行日から３か月以内のもの）
⑩ 印鑑証明書（写し可　発行日から３か月以内のもの）
⑪ 完納証明書（写し可　発行日から３か月以内のもの）
・たつの市が発行する「市税の完納証明書」（たつの市に納税義務がある場合）
・税務署が発行する「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額がないことの証明書
⑫ 財務諸表（直近１年分）

（注）　各様式とも記載事項等を変更しないこと。記載欄が不足する場合は新たに同様式を用いて、記載すること。また、片面印刷で作成すること。

※１　「様式第２号 民間事業者概要調書」で記載した事業者としての公的資格取得状況について、登録の通知書の写しを提出すること。また、従業員の資格取得状況について、「様式第３号 技術者経歴書」を提出すること。

※２　「様式第４号 業務実績書」で記載した同種業務について、契約書（表紙及び押印部分）及び仕様書等の写しを提出すること。

※３　「様式第５号 業務実施体制表」の予定技術者のうち管理技術者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できない。
また、予定技術者のうち担当技術者の変更は可能とするが、担当技術者の人数が減となる変更はできない。

※４ 管理技術者の業務実績を示すものとして、テクリス（技術者実績確認書）の写し及び保有資格を示すものとして保有資格を証するものの写し（資格証明書の写し等）を提出すること。

※５　「様式第６号 龍野地区の現状について」は、本市の第２次総合計画や都市計画マスタープラン等各種計画から、龍野地区の現状をＡ４サイズ１頁にまとめること。

（２）提出部数　１部

（３）提出場所　兵庫県たつの市龍野町富永 1005 番地１
たつの市都市政策部まちづくり推進課（以下「事務局」という。）

（４）提出方法　提出場所に持参又は郵送すること。
郵便の場合は、下記期間内に必着のこと。また、提出書類の到着確認も行うこと。

（５）提出期間　令和２年６月１６日（火）午前８時３０分から令和２年６月２６日（金）午後５時１５分まで（必着）
※　土曜日及び日曜日を除く。

5　１次審査及び評価項目

（1）審査方法

１次審査として、参加表明書等の記載内容に関し（2）評価項目に掲げる項目についての書類審査を行い、採点結果上位３者を選定する。

なお、参加表明者が１者の場合でも、プロポーザルは継続する。

上位３者の選定に当たり同点の者があるときは、「地区の理解度」の得点の高い者を選定する。

１次審査の結果については、令和２年７月７日（火）に参加表明者全員に対し結果通知書（１次審査）（様式第９号）により通知する。

また、１次審査を通過しなかった参加表明者は、通知を受けた日から７日以内に、市に対して書面（任意様式）によりその理由の説明を求めることができる。

（2）評価項目

参加表明書等の記載内容に関し、次に掲げる評価項目により１次審査を行う。

評価項目	評価基準	配点
法人	有資格者数	5
	業務実績数	5
業務実施体制	管理技術者として担当した業務実績数	5
	担当技術者数	5
地区の理解度	龍野地区の現状について	１０
合計		３０

6　本プロポーザルに関する質問及び質問に対する回答方法

本プロポーザルに関する説明会は開催しない。ただし、１次審査を通過した参加表明者は、企画提案書の作成及び提出に関する事項に限り質問することができる。市は、その内容に対して回答する。なお、評価及び審査に関する質問は、一切受け付けない。

また、質問に対する回答をもって実施要領、仕様書の変更があったものとする。

（1）提出書類　質問書（様式第１０号）

（2）提出方法　電子メール

事前に事務局へ電話連絡の上、提出すること。受付期間内の必着とする。

（3）受付期間　令和２年７月８日（水）午前８時３０分から令和２年７月１０日（金）午後５時１５分まで

（4）質問に対する回答方法

質問に対する回答は、全質問を取りまとめ、令和２年７月１３日（月）に一括して１次審査を通過した参加表明者全員に電子メールにて通知する。なお、再質問は受け付けない。

7　企画提案書等の提出（２次審査用）

１次審査通過者は以下の書類を提出すること。

（１）提出書類

①　企画提案書（様式第１１号の１）	１部
②　企画提案（様式第１１号の２）	１０部
③　見積書（様式第１２号）（見積額は税込み価格）	１部
④　見積内訳書（様式任意）	１部

（注）記載する文字のサイズは原則１１ポイント以上とする。（必要な注記、ふりがな、掲載図中の記載文字を除く。）

（２）企画提案について

本プロポーザルの企画提案は、様式（様式第１１号の２）にて作成し、合計２０頁（Ａ４サイズ）以内とする。また、提案は片面印刷で作成すること。

また、提出後は書類の修正は認めないため、十分確認の上、提出のこと。また、事務局は必要に応じ、追加の資料を要求する場合がある。

なお、作成に当たっては、提案事業者を特定することができる記述を避けること。

（３）提出場所　事務局

（４）提出方法　提出場所に持参又は郵送すること。

郵便の場合は、下記期間内に必着のこと。また、提出書類の到着確認も行うこと。

（５）提出期間　令和２年７月１４日（火）午前８時３０分から令和２年８月３日（月）午後５時１５分まで（必着）

※　土曜日、日曜日及び祝日を除く。

8　辞退

辞退する場合は、辞退届（任意様式、Ａ４版）を令和２年８月３日（月）午後５時１５分までに、事務局に持参すること。

なお、本プロポーザルを辞退した者に対して、その辞退を理由として不利益な取り扱いは行わないものとする。

9　２次審査方法及び評価項目

（１）審査委員会

龍野地区まちづくりビジョン策定業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、企画提案書等の審査及び評価を行い、受託候補者の特定を行う。

（２）審査方法

企画提案書等の受付終了後、提案内容について提案審査を実施する。

①　提案審査は１者当たり30分以内とし、うちプレゼンテーションを20分程度、質疑応答を10分程度とする。

②　プレゼンテーションは、市に提出した企画提案書を使用して説明すること。

ただし、誤字脱字がある場合に限り、プレゼンテーション時に説明をすることは差し支えない。

③　提案事業者の出席者は３名以内とし、管理技術者は必ず出席すること。

（３）評価項目

２次審査は企画提案書等の記載内容に関し、次に掲げる評価項目により審査を行う。

評価項目		評価基準	配点
企画提案書	工程計画	工程が具体的かつ実現性がある計画となっているか	２０
	賑わい創出	斬新で独自性のある計画が提案されているか	１０
		提案を実現するための具体的な方策や取組が合わせて提案されているか	１０
	市民共生	市民が共生（共有）できる計画となっているか	１０
		まちづくり意識の醸成を図る取組みが具体的に提案されているか	１０
	情報発信	地区の活性化に向けた活動や取組み、地域資源等について、地区内住民、市民、市外・海外（観光客）などに向けた情報の発信力強化につながる方法が具体的に提案されているか	１０
	取組意欲	当該業務の目的を理解しており、取り組む意欲が感じられるか	２０
業務見積額（価格点）		見積額の経済性	３０
合計			１２０

１０　受託候補者の特定

（１）特定方法

２次審査を行った提案事業者のうち、１次審査と２次審査の合計得点が最も高い者を第１受託候補者と特定し、また、次の高得点者を第２受託候補者として特定する。ただし、合計得点が６割に満たない者は失格とする。

最も合計得点が高い提案事業者が２者以上あるときは、価格点の高い者を第１受託候補者とし、さらに価格点が同点の場合には、くじ引きにより第１受託候補者を特定する。

（２）結果の通知

受託候補者に特定した者及び特定されなかった者に対し結果通知書（２次審査）（様式第１３号）により通知するものとする。

なお、審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

（３）　契約締結交渉

（１）により第１受託候補者と提案内容について協議を行った上で見積書を徴取し、契約締結交渉を行う。

なお、契約締結交渉が不調のときは、第２受託候補者と契約締結交渉を行う。

（４） 結果の公表

審査委員会における審査及び評価の結果については、契約締結後に公表するものとする。

１１　企画提案書等の無効及び参加資格の喪失

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失う。

（１）提出期間を過ぎて提出された場合
（２）提出書類に虚偽の記載があった場合
（３）審査の公平性を害する行為があった場合
（４）本要領２（６）に示す見積限度額を超えた場合
（５）本要領３に示す参加資格を欠くこととなった場合
（６）参加表明者が審査委員会委員に直接、間接問わず接触を求めた場合
（７）その他、市が指示した事項に違反した場合

１２　注意事項

（１）本プロポーザル参加に伴う費用は、参加表明者の負担とする。
（２）提出書類について持参以外の方法による場合の不達、遅配を原因とする参加表明者の不利益が生じたとしても本市は責任を負わない。
（３）提出された書類等は、返却しない。
（４）提出された書類等は、参加表明者に無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。
（５）同一の参加表明者が複数の提案をすることができない。
（６）様式第６号及び第１１号の２は、提出書類に参加表明者（提案事業者）を特定できる内容を記載しないこと。
（７）提出された企画提案書の変更、差替え又は再提出は認めない。
（８）本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
（９）本プロポーザルを実施するに当たり、受託候補者から提出された企画提案書等は、たつの市情報公開条例（平成17年条例第24号）（以下「条例」という。）の規定に基づき情報公開を対象とする。ただし、情報公開の対応は契約締結後とする。
(10) 受託候補者以外の企画提案書については不開示とする。
(11) 企画提案書等に記載する内容については、情報公開請求があった際に条例の規定に基づき、開示することを前提とする。ただし、企画提案書等の内容の中で企業秘密のため不開示を希望する部分については、脚注等でその部分を特定した上で明記すること。なお、開示の可否は情報公開時に判断する。
(12) ２次審査を行った提案事業者数及び名称、並びに審査の評価点については、契約締結後にたつの市ホームページ（入札・契約情報）で公表する。ただし、公表に当たっては、特定されなかった提案事業者と評価点が結びつかないよう個別具体的に対応する

ものとする。なお、審査に関する情報公開の対応は、受託候補者から提出された提案書と同様に本契約締結後とする。

(13) 審査結果に関する異議は一切受け付けない。

１３　契約締結に向けての協議

（１）仕様等の確定について

市は、契約締結に向けて受託候補者と協議を行うが、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で契約の仕様に反映させることができる。

（２）契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。

（３）契約保証金

契約保証金は、契約金額の１０％以上とする。

１４　その他

本要領に定めのない事項については、適宜、市が判断するものとする。

１５　本プロポーザルのスケジュール

実施内容	実施期間
参加表明書の提出期間	令和２年６月１６日（火）～６月２６日（金）
１次審査	令和２年６月２９日（月）～７月　６日（月）
１次審査の結果通知	令和２年７月　７日（火）
質問書受付期間	令和２年７月　８日（水）～７月１０日（金）
質問書回答	令和２年７月１３日（月）
企画提案書等の提出期間	令和２年７月１４日（火）～８月　３日（月）
２次審査	令和２年８月上旬（予定）
２次審査の結果通知	令和２年８月中旬（予定）
受託候補者との契約交渉 ※１	令和２年８月中旬（予定）
契約の締結 ※２	令和２年８月下旬（予定）

※１　第１受託候補者との契約交渉が不調のときは、第２受託候補者と契約交渉を行う。

※２　契約の締結は、受託候補者との交渉が整い次第、速やかに締結する。

スケジュールに変更があった場合には、速やかに市ホームページ（入札・契約情報）に公表する。

１６　問合せ先（事務局）

たつの市都市政策部まちづくり推進課　担当　長谷川

住　所　〒679-4192　兵庫県たつの市龍野町富永 1005 番地１

ＴＥＬ　０７９１-６４-３１６７

ＦＡＸ　０７９１-６３-２５９４
E-mail　machizukuri@city.tatsuno.lg.jp